

いわき市介護保険課確認事項

確認日時：令和3年11月5日（金）16時00分

担当者：いわき市介護保険課 鈴木 雅人 氏

確認者：コンプライアンス部 鈴木 亜希

確認方法：訪問確認

問1、 訪問介護20分未満(身体01)の解釈について

2015年の介護報酬改定で、全ての訪問介護事業所が20分未満の訪問(身体01)を算定出来ることとなったが算定要件として、定期巡回・随時対応サービス同等の人員基準は必要ないか？

(答)

訪問介護20分未満(身体01)の算定について、新たに「市に届け出を提出する」「定期巡回・随時対応サービスの指定を受ける」必要はない。

提供内容として「安否確認」「健康チェック」「声かけ」等のみの訪問介護は20分未満であっても算定不可。

また、いずれの時間帯においても、20分未満の身体介護中心型の単位を算定する場合引き続き生活援助を行うことは認められない。(緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く)